

岩手県自転車活用推進計画の指標の進捗状況等について (令和4年度末時点)

岩手県自転車活用推進計画の指標

岩手県自転車活用推進計画では、「利用環境」、「健康づくり」、「観光振興」、「安全安心」の4つの取組分野ごとの施策を着実に推進するため、次のとおり指標を設定しています。

取組分野	目標及び施策	指標
I 利用環境	【目標】 自転車の利用拡大のための環境創出 自転車の走行に配慮した自転車通行空間の整備や自転車利用者のための道路標示の充実等により、自転車を快適に利用するための環境を創出します。	【指標】 県管理道路における自転車通行空間の整備延長 現状値: 0.0 km (令和元年度(2019年度)) ⇒ 目標値: 16.0 km (令和7年度(2025年度))
	○施策1 自転車通行空間等の整備や維持管理の推進 ○施策2 まちづくりと連携した自転車利用環境の整備の推進	【指標】 市町村自転車活用推進計画策定数 現状値: 0市町村 (令和元年度(2019年度)) ⇒ 目標値: 6市町村 (令和7年度(2025年度))
II 健康づくり	【目標】 自転車利用の促進による健康増進 サイクスポーツに親しみやすい環境づくりや日常生活における自転車利用の促進等により、自転車を活用した健康増進を図ります。	【指標】 自転車関連の大会等への参加者数 現状値: 2,776人 (令和元年度(2019年度)) ⇒ 目標値: 4,000人 (令和7年度(2025年度))
	○施策3 サイクスポーツ振興の推進 ○施策4 自転車を活用した健康づくりの推進	【指標】 自転車を利用する運動を実施した県民の割合 現状値: 8.2% (令和元年度(2019年度)) ⇒ 目標値: 12.0% (令和7年度(2025年度))
III 観光振興	【目標】 サイクツーリズム等の推進による観光振興 サイクツーリズムを楽しむ観光客の誘客促進や本県の魅力を生かしたサイクリングルートの形成等により、自転車を活用した観光振興を図ります。	【指標】 路面表示や案内看板が整備された複数市町村に跨る広域的なサイクリングルート数 現状値: 0ルート (令和元年度(2019年度)) ⇒ 目標値: 4ルート (令和7年度(2025年度))
	○施策5 地域資源を生かしたサイクツーリズムの推進 ○施策6 地域特性を生かしたサイクリング環境の提供	【指標】 サイクリスト受入環境が整備されている道の駅数 現状値: 2駅 (令和元年度(2019年度)) ⇒ 目標値: 11駅 (令和7年度(2025年度))
IV 安全安心	【目標】 自転車を安全に安心して利用できる社会の実現 自転車利用者の交通安全意識の高揚や学校と連携した交通安全活動等により、自転車を安全に安心して利用できる社会を形成します。	【指標】 自転車に関係する交通事故件数 現状値: 248件 (令和元年(2019年)) ⇒ 目標値: 198件以下 (令和7年(2025年))
	○施策7 自転車の安全利用の促進 ○施策8 学校における交通安全活動の推進	【指標】 道路管理者が自転車通学ルートの安全点検を実施した高校の割合 現状値: 0.0% (令和元年度(2019年度)) ⇒ 目標値: 100.0% (令和7年度(2025年度))

指標の進捗状況(令和4年度末時点)

施策	担当部局	指標	現状 (R元)	⇒	目標 (R7)	単位	実績値		令和4度の主な取組内容
							R3	R4	
施策1 自転車通行空間等の整備や維持管理の推進	県土整備部 警察本部	県管理道路における自転車通行空間の整備延長	0.0	⇒	16.0	km	0	0.9	盛岡市自転車ネットワーク計画に位置付けられた県管理道路(一般国道455号等8路線)の自転車通行空間詳細設計、工事を実施(県土整備部)
施策2 まちづくりと連携した自転車利用環境の整備の推進	県土整備部	市町村自転車活用推進計画策定数	0	⇒	6	市町村	3	3	市町村道事業担当者会議で各市町村の自転車活用推進計画策定に向けた留意点等を説明するなど市町村自転車活用推進計画策定に向けた支援を実施(県土整備部)
施策3 サイクルスポーツ振興の推進	文化スポーツ部 県土整備部 教育委員会事務局 警察本部	自転車関連の大会等への参加者数	2,776	⇒	4,000	人	900	1,516	いわてスポーツコミッションのホームページによりサイクリングイベントを掲載(文化スポーツ部)
施策4 自転車を活用した健康づくりの推進	総務部 文化スポーツ部 環境生活部 保健福祉部 県土整備部	自転車を利用する運動を実施した県民の割合	8.2	⇒	12.0	%	9.9	10.5	県内各地を巡るウォーキング(サイクリング)マップや省エネ・節電キャンペーンなどにより自転車利用の促進に向けた広報を実施(環境生活部・保健福祉部)
施策5 地域資源を生かしたサイクルツーリズムの推進	商工労働観光部 県土整備部	路面表示や案内看板が整備された複数市町村に跨る広域的なサイクリングルート数	0	⇒	4	ルート	0	0	先進県や県内市町村の取組事例等の情報収集を実施した他、有識者等からなる「岩手県広域サイクリングルート検討会議」を設置し、ルート検討に着手(県土整備部)
施策6 地域特性を生かしたサイクリング環境の提供	ふるさと振興部 県土整備部	サイクリスト受入環境が整備されている道の駅数	2	⇒	11	駅	2	16	自転車利用者へ提供するサービスの充実を図り、自転車を活用した観光振興を促進するため「いわてサイクルステーション」登録制度を創設(県土整備部)
施策7 自転車の安全利用の促進	総務部 復興防災部 教育委員会事務局 警察本部	自転車に関係する交通事故件数	248	⇒	198	件以下	196	182	小中学生を対象にしたシミュレーターを活用した参加体験型の安全教育や自転車の安全利用推進期間の設定・広報等による安全啓発を実施(復興防災部・警察本部)
施策8 学校における交通安全活動の推進	ふるさと振興部 県土整備部 教育委員会事務局 警察本部	道路管理者が自転車通学ルートの安全点検を実施した高校の割合	0.0	⇒	100.0	%	0	0	県南、沿岸及び県北広域振興局管内の高校(全56校)に対し、生徒の自転車通学ルートや自転車利用ルールなどに関するアンケート調査を実施(県土整備部)

指標の主な取組内容①

【I 利用環境】

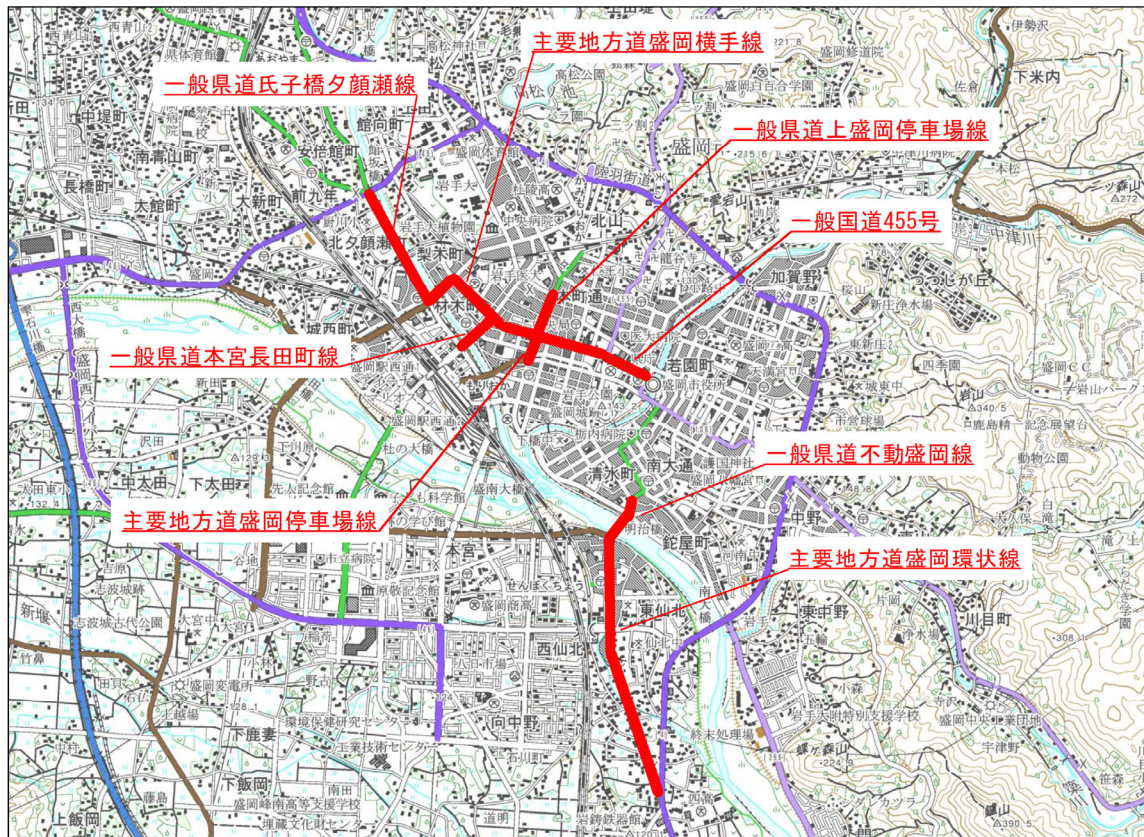
目標：自転車の利用拡大のための環境創出

指標1 県管理道路における自転車通行空間の整備延長(県土整備部、警察本部)

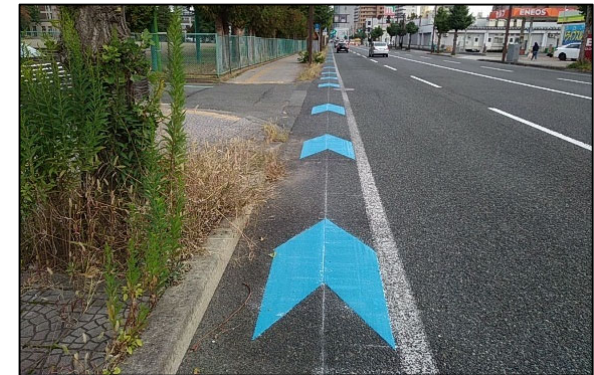
現状値(R元) 0.0km ⇒ 目標値(R7) 16.0km

○令和4年度実績値：0.9km

主な取組内容：盛岡市自転車ネットワーク計画に位置付けられた県管理道路(一般国道455号等8路線)の自転車通行空間詳細設計、工事を実施(県土整備部)



令和4年度に自転車通行空間詳細設計を実施した県管理道路



令和4年度施工状況(主)盛岡横手線



施工後の供用状況(主)盛岡横手線

【 I 利用環境】

目標：自転車の利用拡大のための環境創出

指標2 市町村自転車活用推進計画策定数(県土整備部)

現状値(R元) 0市町村 ⇒ 目標値(R 7) 6市町村

○令和4年度実績値：3市町村

主な取組内容：市町村道事業担当者会議で各市町村の自転車活用推進計画策定に向けた留意点等を説明するなど市町村自転車活用推進計画策定に向けた支援を実施(県土整備部)

盛岡市自転車活用推進計画

令和3年3月
盛岡市

により、交通渋滞や排出ガスを削減するとともに、平成20年度設置防止に関する条例」
担う役割を明らかにし、車の安全利用の啓発活動
出ガイドライン」及び平行空間の整備を推進して一斉形成を図ることを目標
動手段としての自転車利用を推進し、定着させ
削減、災害時における交通の安全の確保の程度を低減する自転車活用推進法が、区域の実情に応じたこととされていま
准でも安全で快適に利用盛岡市における自転車を踏まえた施策を定め、

盛岡市自転車活用推進計画 (R3.3策定)

北上市自転車活用推進計画

令和3年3月
北上市

な乗り物として、通勤・通学、日常生活から余暇活動まで幅広く活用されています。
年5月に自転車活用推進法が制定され、各地域で活用推進計画が策定されています。地域の実情に応じた計画が策定されていることから、北上市の環境を形成するため、「北上市」の
快進を推進することができ、「スポーツ・観光」の推進を図ります。
りますので、市民の皆様を支援します。
市自転車活用推進計画策定を推進し、感謝申し上げます。

橋敏孝

北上市自転車活用推進計画 (R3.3策定)

陸前高田市自転車活用推進計画

陸前高田市

第1章 基本方針

ることから、近年、その重要性を受け、ガソリン車から電動アシスト自転車への移行が進んでいます。
的とした「自転車活用推進法」(国土交通省)に基づき、地域の実情に応じた計画が策定されています。
、地域公共交通を確保するための施策として、自転車活用推進法が制定されています。
、自転車政策を総合的に推進するものとして、

図1.1 計画区域 (陸前高田市全域)

陸前高田市自転車活用推進計画 (R2.5策定)

【Ⅱ 健康づくり】

目標：自転車利用の促進による健康増進

指標3 自転車関連の大会等への参加者数(文化スポーツ部、県土整備部、教育委員会事務局、警察本部)

現状値(R元) 2,776人 ⇒ 目標値(R7) 4,000人

○令和4年度実績値：1,516人

主な取組内容：いわてスポーツコミッションのホームページによりサイクリングイベントを掲載
(文化スポーツ部)



(出典：ツール・ド・三陸～サイクリングチャレンジ2022～ 特設ホームページ)

【Ⅱ 健康づくり】

目標：自転車利用の促進による健康増進

指標4 自転車を利用する運動を実施した県民の割合(総務部、文化スポーツ部、環境生活部、保健福祉部、県土整備部)

現状値(R元) 8.2% ⇒ 目標値(R7) 12.0%

○令和4年度実績値：10.5%

主な取組内容：省エネ・節電キャンペーンなどによる自転車利用の促進に向けた広報や県内各地を巡るウォーキング(サイクリング)マップの作成を実施(環境生活部・保健福祉部)



地域のお宝を巡るウォーキング(サイクリング)マップの作成 (出典：R4年度 地域のお宝さがしてプラス2000歩マップ)

【Ⅲ 観光振興】

目標：サイクルツーリズム等の推進による観光振興

指標5 路面表示や案内看板が整備された複数市町村に跨る広域的なサイクリングルート数
(商工労働観光部、県土整備部)

現状値(R元) 0ルート ⇒ 目標値(R7) 4ルート

○令和4年度実績値：0ルート


主な取組内容：先進県や県内市町村の取組事例等の情報収集を実施した他、有識者等からなる「岩手県広域サイクリングルート検討会議」を設置し、ルート検討に着手(県土整備部)

指標6 サイクリスト受入環境が整備されている道の駅数(ふるさと振興部、県土整備部)

現状値(R元) 2駅 ⇒ 目標値(R7) 11駅

○令和4年度実績値：16駅

主な取組内容：自転車利用者へ提供するサービスの充実を図り、自転車を活用した観光振興を促進するため「いわてサイクルステーション」登録制度を創設(県土整備部)



岩手県では「岩手県自転車活用推進計画」に基づき、サイクリストなどの自転車利用者へ提供するサービスの充実を図り、自転車を活用した観光振興等を促進するため、サイクルラックなどの自転車利用環境が整備された施設を『いわてサイクルステーション』として登録します。登録を希望する場合は、所定の登録申請書に必要書類を添付し、岩手県に申請をお願いします。

～登録要件～

県内に所在し、次の①～⑤を満たす施設※1

- ①トイレが備わっていること。
- ②ベンチ等の休憩所が備わっていること。
- ③サイクルラック※2が備わっていること。
- ④自転車修理用工具※3が貸出可能であること。
- ⑤空気入れポンプ※4が貸出可能であること。

※1 営業時間内に①～⑤を無償で利用できること。 ※2 自立が可能なスポーツサイクルが駐輪可能な設備。 ※3 電動自転車等の修理及び整備可能な工具。 ※4 空気圧を調整できる自回りの空気入れ。

～『いわてサイクルステーション』に登録されると～

○『いわてサイクルステーション』の登録施設であることを示す登録証、ステッカー、のぼり旗を交付します。○岩手県のホームページ等で『いわてサイクルステーション』の登録施設として広報します。

【問い合わせ先】岩手県 県土整備部 道路環境課
TEL：019-629-5878 Email：AG0004@pref.iwate.jp
いわてサイクルステーション登録制度
<https://www.pref.iwate.jp/kenndokuzoku/tdouze/bocde/1053030.html>

～登録要件の詳細～

道の駅、観光施設、飲食店、コンビニエンスストア及び宿泊施設等の県内に所在する施設で、次の①～⑤を満たす施設※

※ 営業時間内に①～⑤を無償で利用できること。

- ①トイレが備わっていること。

- ②ベンチ等の休憩所が備わっていること。

- ③サイクルラックが備わっていること。
～サイクルラック～
自立が可能なスポーツサイクルを固定するための駐輪設備であって、同時に3台以上駐輪することができること。かつ耐久性を有するもの。

- ④自転車修理用工具を備備し、自転車利用者の申し出に応じて貸出が可能であること。
～自転車修理用工具～
タイヤレバー、六角レンチ及びプラスドライバー等の簡易的な自転車の修理及び整備可能な工具。

- ⑤空気入れポンプを備備し、自転車利用者の申し出に応じて貸出が可能であること。
～空気入れポンプ～
空気、水及び圧力バルブに對面し、空気圧を調整できる自回りのついた空気入れ。


サイクルラック、自転車修理用工具、空気入れポンプなどの自転車利用環境が整備された施設を県内のサイクリング拠点として県が登録する「いわてサイクルステーション」登録制度を創設。 ※ 令和4年4月1日から運用開始

【登録要件】

県内に所在し、次の①～⑤を満たす施設。

- ①トイレ、②休憩所、③サイクルラック、④自転車修理用工具、⑤空気入れポンプ

【Ⅳ 安全安心】

目標：自転車を安全に安心して利用できる社会の実現

指標7 自転車に関係する交通事故件数(総務部、復興防災部、教育委員会事務局、警察本部)

現状値(R元) 248件以下 ⇒ 目標値(R7) 198件以下

○令和4年実績値：182件

主な取組内容：自転車の安全利用推進期間の設定・広報等による安全啓発や小・中学生を対象にしたシミュレーターを活用した参加体験型の安全教育を実施(復興防災部・警察本部)

令和4年度 自転車の安全利用推進期間
令和4年5月1日(日)~5月31日(火)
「自転車も ルールを守る ドライバー」

推進重点

- ① 自転車の交通ルールの遵守
- ② 歩行者等に配慮した安全利用とヘルメット着用の推進
- ③ 飲酒運転、二人乗り、並走、傘さし、携帯電話使用、ヘッドホン使用等の危険な行為の禁止

岩手県交通安全対策協議会

安全確認

- 急な飛び出しやスピードの出し過ぎは大変危険です。
- 常に安全確認を心がけましょう。

ヘルメット着用の推進

自転車乗用中の交通事故で亡くなる方は、約半数が頭部に怪我を負っています。また、自転車乗用中の交通事故において、約半数が着用していた方比べて約3分の1の重傷になっています(令和4年)。

日常生活で自転車に乗る時もヘルメットを着用して、頭を守りましょう。

携帯電話使用、ヘッドホン使用等の危険な行為の禁止

下記禁止行為です

- × 傘さし
- × 携帯電話使用
- × ヘッドホン使用
- × 二人乗り
- × 並走

の点検・整備をしましょう

車体

- ハンドル 直角に固定されていますか？
- サドル ゆるみはないですか？ 高さはいいですか？
- ライト 明るく点灯していますか？
- ペダル 曲がっていませんか？
- チェーン ゆるんでいたり、さびたしていませんか？

ヘルム

- よく締めますか？ (必ず着用)

TSマーク制度を利用しましょう

TSマーク制度は、自転車を安全に利用してもらうための制度で、自転車安全整備士が自転車を点検・整備して安全の確認をしたときにTSマークが貼られます。万が一の事故に備えること、安全な自転車を使用するためにTSマーク制度を利用しましょう。



自転車安全利用推進期間の設定・広報による安全啓発
(出典：岩手県交通安全対策協議会ホームページ)

令和4年度 シミュレーターを活用した安全教育の実施状況
(提供：岩手県警察本部)

【Ⅳ 安全安心】

目標：自転車を安全に安心して利用できる社会の実現

指標8 道路管理者が自転車通学ルート[※]の安全点検を実施した高校の割合(ふるさと振興部、県土整備部、教育委員会事務局、警察本部)

現状値(R元) 0.0% ⇒ 目標値(R7) 100.0%

○令和4年度実績値：0.0%

主な取組内容：県南、沿岸及び県北広域振興局管内の高校(全56校)に対し、生徒の自転車通学ルートや自転車利用ルールなどに関するアンケート調査を実施(県土整備部)

自転車通学ルートに関するアンケート調査

問1 あなたは日常生活で自転車を利用していますか？

- はい (問2にお進みください)
- いいえ (以上で調査を終わります。ご協力ありがとうございました。)

自転車利用時に通行している位置についてお尋ねします

問2 あなたは自転車を利用する場合、道路のどこを通行しますか？ 記入例に倣い、下表(1)の①～⑥の道路について、当てはまる番号に○を付けてください。
また、その場所を通行する理由は何ですか？ 下表(2)で当てはまる番号全てに○を付けてください。

(1)以下の道路のうち、自転車で普段どこを通行しますか？	(2)その場所を通行する理由は何ですか？
<p>記入例</p> <p>普段よく通行する場所を1つ選び○(マル)</p>	<p>① ルールだから</p> <p>② 安全に通行できるから</p> <p>③ 他の場所は危険だから</p> <p>④ みんなが通行しているから</p> <p>⑤ 特に理由はない</p> <p>⑥ その他(自転車で通行する場所に車が駐車されているから)</p>
<p>① 「歩道なし」の道路</p>	<p>1. ルールだから</p> <p>2. 安全に通行できるから</p> <p>3. 他の場所は危険だから</p> <p>4. みんなが通行しているから</p> <p>5. 特に理由はない</p> <p>6. その他()</p>
<p>② 「2m程度の狭い歩道」</p>	<p>1. ルールだから</p> <p>2. 安全に通行できるから</p> <p>3. 他の場所は危険だから</p> <p>4. みんなが通行しているから</p> <p>5. 特に理由はない</p> <p>6. その他()</p>
<p>③ 「2m以上の広い歩道」</p>	<p>1. ルールだから</p> <p>2. 安全に通行できるから</p> <p>3. 他の場所は危険だから</p> <p>4. みんなが通行しているから</p> <p>5. 特に理由はない</p> <p>6. その他()</p>

自転車利用ルールについてお尋ねします

問3 以下の①～⑨について、自転車を利用する際の交通ルールとして正しいと思うものには○を、間違っていると思うものには×を選択してください。

- 歩道と車道の区別があるところは、自転車は車道を通行することが原則である (○, ×)
- 自転車車で歩道を通行するときは、原則、左端を通行しなければならない (○, ×)
- 自転車通学時の標識(図-1)がある歩道では、自転車は歩道を通行しなければならない (○, ×)
- 自転車で歩道を通行する際は、自転車は歩行者に気を付けながら歩道のどこを通行してもよい (○, ×)
- 自転車で歩道を通行する際は、歩行者がいなければ自分が安全と思う速度まで出してよい (○, ×)
- 「歩行者自転車専用」と表示されている信号機がある場合(図-2)や、横断歩道を通行する場合は(図-3)、自転車は歩行者用信号機の信号に従わなければならない (○, ×)
- 止まれる標識(図-4)のある交差点では、自動車は止まらなければならないが、自転車は止まらずに通行してもよい (○, ×)
- 夜間に自転車を運転する際は、必ずライトを点灯させなければならない (○, ×)
- 酒気を帯びて自転車を運転してはならない (○, ×)
- 自転車を運転する際は、必ずヘルメットを着用しなければならない (○, ×)

出典：内閣府 交通安全教育教材を加工して作成

通学時(登校時)の自転車利用状況についてお尋ねします

問4 あなたは通学時(登校時)に自転車を利用していますか？

- はい (問5にお進みください)
- いいえ (以上で調査を終わります。ご協力ありがとうございました。)

問5 あなたは通学時(登校時)に裏面の地図の範囲内で自転車を利用していますか？

- はい (裏面 問6にお進みください)
- いいえ (以上で調査を終わります。ご協力ありがとうございました。)

表【13】危険と感じた場所 具体的な場所(住所や目印となる建物)

0 250m 500m 1km

※本調査結果は、岩手県が実施する自転車関係施策の検討以外の目的では使用しません。

その他(自由記載) ※危険と感じた理由を記載し、地図上に番号(①、②、③)を記入してください。